

PLiCy クリエイターライセンス契約書

第1条 (総則)

本契約は、浮田建設株式会社（以下、「当社」といいます。）が運営するフリーゲームの投稿および配信ソーシャルネットワークキングサービス「PLiCy (プリシー)」に存在する、ファンディスクマーケット（以下「マーケット」といいます。）にて、クリエイターが販売する商品（以下「商品」といいます。）に適用されます。

第2条 定義

本契約において、以下の用語は以下に定める意味を有します。

- (1) 「本サービス」とは、当社が利用者に対して提供する「PLiCy」という名称のフリーゲームの投稿および配信ソーシャルネットワークキングサービスを意味します。
- (2) 「知的財産権」とは、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の知的財産権（それらの権利を取得し、または、それらの権利につき登録等を出願する権利を含みます。）を意味します。
- (3) 「登録利用者」とは、第3条に基づいて登録がなされた個人及び法人を意味します。
- (4) 「アカウント」とは、登録利用者が「PLiCy (プリシー)」サイトの特定の領域にログインするための権利を意味します。
- (5) 「クリエイター」とは、本契約を締結する本人を意味します。
- (6) 「商品」とは、クリエイターが制作し、マーケットで販売をする画像、音楽、システム等のデータの集合を意味します。
- (7) 「コンテンツ」とは、商品に含まれる個別の画像、音楽、システム等のデータを意味します。
- (8) 「申請」とは、クリエイターが当社に対し、商品の審査を要求することを意味します。
- (9) 「ロイヤリティ」とは、商品の売上に対して当社がクリエイターに支払う義務が発生する金銭を意味します。
- (10) 「電子マネー」とは、本サービスで登録利用者が利用可能な電子マネーuniのことを指します。
- (11) 「ライセンス」とは、クリエイターが当社に対し、本サービスで商品を販売する権利を与えることを意味します。

第3条 保障

- (1) クリエイターは、本商品が、第三者の知的財産権その他の権利を侵害していないことを保障するものとします。
- (2) 当社が第三者から権利侵害等の理由に基づく苦情又は請求を受けた場合は、クリエイターの費用と責任により解決を図り、当社に損害が発生した場合はその損害を賠償するものとします。

第4条 第三者が権利を保持する商品

クリエイターは第三者の権利を侵害してはなりません、以下の条件を満たした場合はマーケットで販売可能なものとします。

- (1) 当社が所有する知的財産を利用し、当社の倫理基準で問題が無いと判断した商品。
- (2) 第三者から許諾を得ており、当社に対し権利を得ていることが証明可能な商品。

第5条 審査

当社は、クリエイターの商品をマーケットで販売するにあたり、商品が販売として適切なものであるかを判断する為に審査を実施します。

その際、以下のものは拒絶します。

当社は、クリエイターに対し審査を受けた商品の結果を通達するものとします。

(1) 違法行為

- ・わいせつ物を頒布する商品
- ・児童ポルノ等を提供する商品
- ・売春防止法違反の商品
- ・出会い系サイト規制法の児童に関わる誘引をする商品
- ・薬物犯罪を実行、誘引する商品
- ・武器、兵器、爆発物を提供する商品
- ・金融機関の口座売買をする商品
- ・他者の知的財産を侵害する商品
- ・他者の権利を侵害する商品
- ・その他法令に違反する商品

(2) クオリティが販売基準に達しない場合

- ・他者の知的財産物に酷似した商品
- ・過去に審査を通過した商品と酷似した商品
- ・全てのコンテンツが同一または酷似した商品
- ・その他当社が販売基準に達しないと判断した商品

(3) 悪質行為

- ・本サービスの利用者に損害を与える商品
- ・その他当社が不適切と考える商品

第6条 再審査

クリエイターは審査に不服がある場合、再審査の請求をすることができます。

再審査を行う場合は、クリエイターは拒絶理由が誤りである理由の申し立て、または修正を行わなければなりません。

第7条 申請手順

商品を販売するまでの手順は以下の通りとする

- (1) クリエイターが商品を用意する
- (2) クリエイターが商品を申請をする
- (3) 当社が審査を行う

商品が拒絶された場合

- (4 A) PLiCy から拒絶理由通知が届きます
- (5 A) 著作物の修正をして再申請
- (6 A) 3へ

商品が審査を通過した場合

- (4 B) 販売を開始

第8条 販売停止処置

販売中に審査基準に反すると判明した場合、当社は販売停止処置を実施することができるものとします。

その際に、当社は商品の購入者へ払い戻しを行うことが可能で、
クリエイターは、払い戻しをした商品のロイヤリティを請求できないものとします。

第9条 ライセンスの付与

- (1) クリエイターは、当社に対し、マーケットで商品を利用・表示・販売する非独占的な権利をライセンスするものとします。
- (2) クリエイターは、ライセンスされた商品について、当社に対して著作権人格権を行使しないものとします。
- (3) クリエイターは、ライセンスされた商品の説明・紹介等を、
当社が告知・広報・広告等の第三者に認知される手段に使用することに同意するものとします。

第10条 登録利用者による商品の購入

- (1) 登録利用者はマーケットで購入をする際に電子マネーを利用するものとします。
- (2) 100uni=税込 100円とします。
- (3) 商品の売上は、上記の等式から算出するものとします。

第11条 販売価格

クリエイターは、商品の申請をする段階で、当社の提示する電子マネーの料金を選択します。
当社とクリエイターの双方の同意が無い限り、料金は原則的に変更しないものとします。

第12条 対価

クリエイターは、当社に対し、商品の売上の66%をロイヤリティとして受け取る権利を得ます。

第13条 ロイヤリティの確定

販売が完了した段階でロイヤリティを確定するものとします。

第14条 支払

- (1) 当社はロイヤリティの支払いをする日本の金融機関を利用するものとします。
- (2) 振込手数料はクリエイターの負担とします。
- (3) 売上金額の請求は、本サービスでクリエイターが行うものとします。
- (4) 請求の下限金額は1000円とします。
- (5) 金額は税込とします。
- (6) 当社は、請求を受けた2か月後の月末までに、ロイヤリティを支払う義務を負うものとします。

第15条 電子マネーとの交換

クリエイターは、ロイヤリティ収入を電子マネーと交換することができるものとします。

第16条 管轄及び準拠法

- (1) 本規約に関する準拠法は、日本法とします。
- (2) 本サービス利用に起因し、あるいは関連して当社とクリエイターとの間に発生した一切の紛争については、岡山地方裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所とします。

[2016/04/27 制定]